平成２５年（フ）第６３号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1337番地の13
債務者　愛須加代美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１４５８号
埼玉県川口市前川３丁目４番18―302号　前川住宅ＲＣ
債務者　松岡智恵美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６５号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―314号、旧住所埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―430号
債務者　高橋　淨子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６７号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層４―516
債務者　土方真由美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７５号
さいたま市北区奈良町35番地61　奈良ホワイトハイツ205
債務者　女屋　完自
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２５号
さいたま市浦和区岸町３丁目１番１―202号
債務者　大竹　孝史
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
新潟県長岡市東新町２丁目１番54号　サンピア長岡10号棟102号室
債務者　山﨑　亜希
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
新潟県長岡市城内町３丁目３番地８　アルカーサル長岡403号室、前住所新潟県小千谷市船岡２丁目２番７号
債務者　小西　正貴
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３０４号
さいたま市見沼区春岡１丁目10番地26
債務者　後藤　千秋
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３４号
埼玉県川口市前川２丁目４番22号
債務者　岩瀬　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７８号
さいたま市中央区大戸６丁目９番20号　ファミーユ大戸203号、旧住所さいたま市桜区南元宿２丁目27番１号907
債務者　森田　健一
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
福岡県行橋市上稗田111―８―103号、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字庄７番地の１
債務者　高野　準弥（旧姓鈴見）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅１―201
債務者　城間　　孝
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４０６号
沖縄県那覇市長田１丁目21番１―405号　コーポ長田
債務者　屋比久敦子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８６号
岩手県花巻市南諏訪町24番地26シティプラザ花巻Ｆ106号、旧住所岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地７県営天下田アパート２号棟24号
債務者　藤原　永陽
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第８８号
岩手県北上市上野町５丁目16番10号　グランドハイツ107号、旧住所岩手県北上市滑田20地割159番地14
債務者　熊谷　広宣
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部